

平成22年11月5日
第2229号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 行政文書の公開の実施状況の公表（513・広報広聴課）…………… 1
- 秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表（514・広報広聴課）…………… 2
- 産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表（515・環境整備課）…………… 4
- 特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表（516・環境整備課）…………… 5
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（517・山本地域振興局農林部）…………… 5
- 建設業の許可の取り消し（518・秋田地域振興局総務企画部）…………… 5
- 建築基準法による道路位置の指定（519・由利地域振興局建設部）…………… 5

公 告

- 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定（総合防災課）…………… 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）…………… 6
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 6

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 6

公安委員会告示

- 指定講習機関の指定の取消し（116・運転免許センター）…………… 7
- 運転免許取得者教育に係る認定の取消し（117、118・運転免許センター）…………… 7

公安委員会公告

- 指定自動車教習所の指定の解除（運転免許センター）2件…………… 8

告 示

秋田県告示第513号

秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第32条の規定により、平成21年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 （ 件 数 ）			
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	
知 事	知 事 公 室	29	16	4	9
	総 務 企 画 部	2,804	2,611	158	35
	学 術 国 際 部	21	16	2	3
	健 康 福 祉 部	752	441	306	5
	生 活 環 境 文 化 部	408	323	31	54
	農 林 水 産 部	991	248	738	5
	産 業 経 済 労 働 部	129	111	4	14

	建設交通部	3,454	3,307	98	49
	出納局	58	31	0	27
	小計	8,646	7,104	1,341	201
議	会	4	3	1	0
教 育 委 員 会		290	94	93	103
選 挙 管 理 委 員 会		411	48	208	155
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0
公 安 委 員 会		0	0	0	0
警 察 本 部 長		251	169	80	2
労 働 委 員 会		0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者		0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人		0	0	0	0
	計	9,602	7,418	1,723	461

2 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

諮問番号	不服申立て年月日	件名	秋 田 県 情 報 公 開 審 査 会			不服申立てに対する決定又は裁決	
			諮問年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内容
95	平成21年8月19日	「私の子を警察署で保護したことに係る文書」の公開請求拒否決定処分（存否応答拒否）に対する審査請求	平成21年9月2日	平成22年2月4日	存否応答拒否決定は妥当（答申第57号）	平成22年2月17日	棄却

備考 平成21年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたもの。

秋田県告示第514号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第50条の規定により、平成21年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 （ 件 数 ）	

			開 示	部分開示	非 開 示
知 事	知 事 公 室	0	0	0	0
	総 務 企 画 部	4	4	0	1
	学 術 国 際 部	0	0	0	0
	健 康 福 祉 部	18	10	12	8
	生 活 環 境 文 化 部	0	0	0	0
	農 林 水 産 部	0	0	0	0
	産 業 経 済 労 働 部	0	0	0	0
	建 設 交 通 部	1	0	1	0
	出 納 局	0	0	0	0
	小 計	23	14	13	9
	議 会	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	15	1	14	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	
計	38	15	27	9	

備考 1の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は、必ずしも一致しない。

2 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)		
		開 示	部分開示	非 開 示
知 事 公 室	0	0	0	0
総 務 企 画 部	0	0	0	0

知 事	学 術 国 際 部	0	0	0	0
	健 康 福 祉 部	80	80	0	0
	生 活 環 境 文 化 部	4	4	0	0
	農 林 水 産 部	4	4	0	0
	産 業 経 済 労 働 部	18	18	0	0
	建 設 交 通 部	0	0	0	0
	出 納 局	0	0	0	0
	小 計	106	106	0	0
議 会	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	6,208	6,208	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	114	114	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	0	0	0	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	
地 方 独 立 行 政 法 人	111	111	0	0	
計	6,539	6,539	0	0	

3 訂正の請求の状況

実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は7件であった。

4 是正の申出の状況

実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、なかった。

5 事業者に対する指導状況

事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。

6 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ては1件あったが、翌年度に継続審議となった。

秋田県告示第515号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第7項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第8項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書
- 2 縦覧期間 平成22年11月5日から平成23年11月4日まで
- 3 縦覧場所 生活環境部環境整備課

秋田県告示第516号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第9項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書
- 2 縦覧期間 平成22年11月5日から平成23年11月4日まで
- 3 縦覧場所 生活環境部環境整備課

秋田県告示第517号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定による、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項に基づき、告示する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住 所		名称	所在地
第399号	嶋 田 清 詔	山本郡三種町森岳字小狭間160	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木育成	嶋清農園	三種町森岳

秋田県告示第518号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年10月27日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
大清水建設株式会社
秋田市金足大清水字大清水台5番5
代表取締役 徳 原 忠 幸
秋田県知事許可（般-17）第40359号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年10月27日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
東京都杉並区高円寺南五丁目15-12 松本 和子	由利本荘市石脇字田尻野27-15、27-17	7.40メートル	4.00メートル	平成22年10月28日

公 告

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、公告する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	事務所の所在地	指定年月日
社団法人秋田県歯科医師会	秋田市川尻町字大川反170番地102	平成22年10月27日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
胃胸部検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成22年9月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社中央科学 秋田市卸町三丁目1番22号
- 5 落札金額
74,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成22年7月23日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、由利本荘市鮎川土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年10月27日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように

改正する。

別表第一鹿角市本庁の項中「課長、室長、政策監、総務企画課」を「国体・インカレ事務局次長、課長、国体・インカレ事務局次長、政策監、技術監、総務課」に、「法令審査又は行政考査」を「又は法令審査」に、「班長」を「主幹、副主幹」に、「会計管理者、課長、室長」を「会計管理者、課長」に改め、同表鹿角市出先機関の項中「先人顕彰館一館長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第116号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により、指定講習機関に係る指定を次のとおり取り消したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第15条の規定に基づき告示する。

平成22年11月5日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 指定を取り消された指定講習機関
 - (1) 名称 鹿角自動車学校（北日本観光株式会社）
 - (2) 住所 鹿角市花輪字鉄砲15番地の5
 - (3) 代表者 村木通良
- 2 特定講習を行う事務所の名及び所在地
 - (1) 事務所名 鹿角自動車学校
 - (2) 所在地 鹿角市花輪字鉄砲15番地の5
- 3 指定を取り消された特定講習の種別
普通免許、二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 4 指定取消年月日
平成22年11月1日

秋田県公安委員会告示第117号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の第32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき告示する。

平成22年11月5日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称 鹿角自動車学校（北日本観光株式会社）
 - (2) 住所 鹿角市花輪字鉄砲15番地の5
 - (3) 代表者 村木通良
- 2 施設の名称 鹿角自動車学校
- 3 施設所在地 鹿角市花輪字鉄砲15番地の5
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号から同条第4号まで及び同条第6号から第8号までに掲げる課程
- 5 認定取消年月日 平成22年11月1日

秋田県公安委員会告示第118号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の第32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき告示する。

平成22年11月5日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称 大館自動車学校（北日本観光株式会社）
 - (2) 住所 大館市池内字田中100番地
 - (3) 代表者 村木通良

- 2 施設の名称 大館自動車学校
- 3 施設所在地 大館市池内字田中100番地
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号から同条第4号まで及び同条第6号から第8号までに掲げる課程
- 5 認定取消年月日 平成22年11月1日

公安委員会公告

秋田県公安委員会公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

平成22年11月5日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 名称 鹿角自動車学校
- 2 所在地 鹿角市花輪字鉄砲15番地の5
- 3 設置者 村木通良
- 4 管理者 阿部幸勇
- 5 解除年月日 平成22年11月1日
- 6 指定を解除した理由 自動車教習所の廃止による。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

平成22年11月5日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 名称 大館自動車学校
- 2 所在地 大館市池内字田中100番地
- 3 設置者 村木通良
- 4 管理者 木村祐一
- 5 解除年月日 平成22年11月1日
- 6 指定を解除した理由 自動車教習所の廃止による。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄